

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 19 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省から事務連絡がありましたので周知いたします。

社会福祉施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。別添文書等をご確認の上、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 添付文書

- ・介護保険最新情報 Vol.881
社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）
- ・（参考）4 月 7 日からの改正点

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 （大丸・山村）
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（市代表）
E メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp （課代表）